



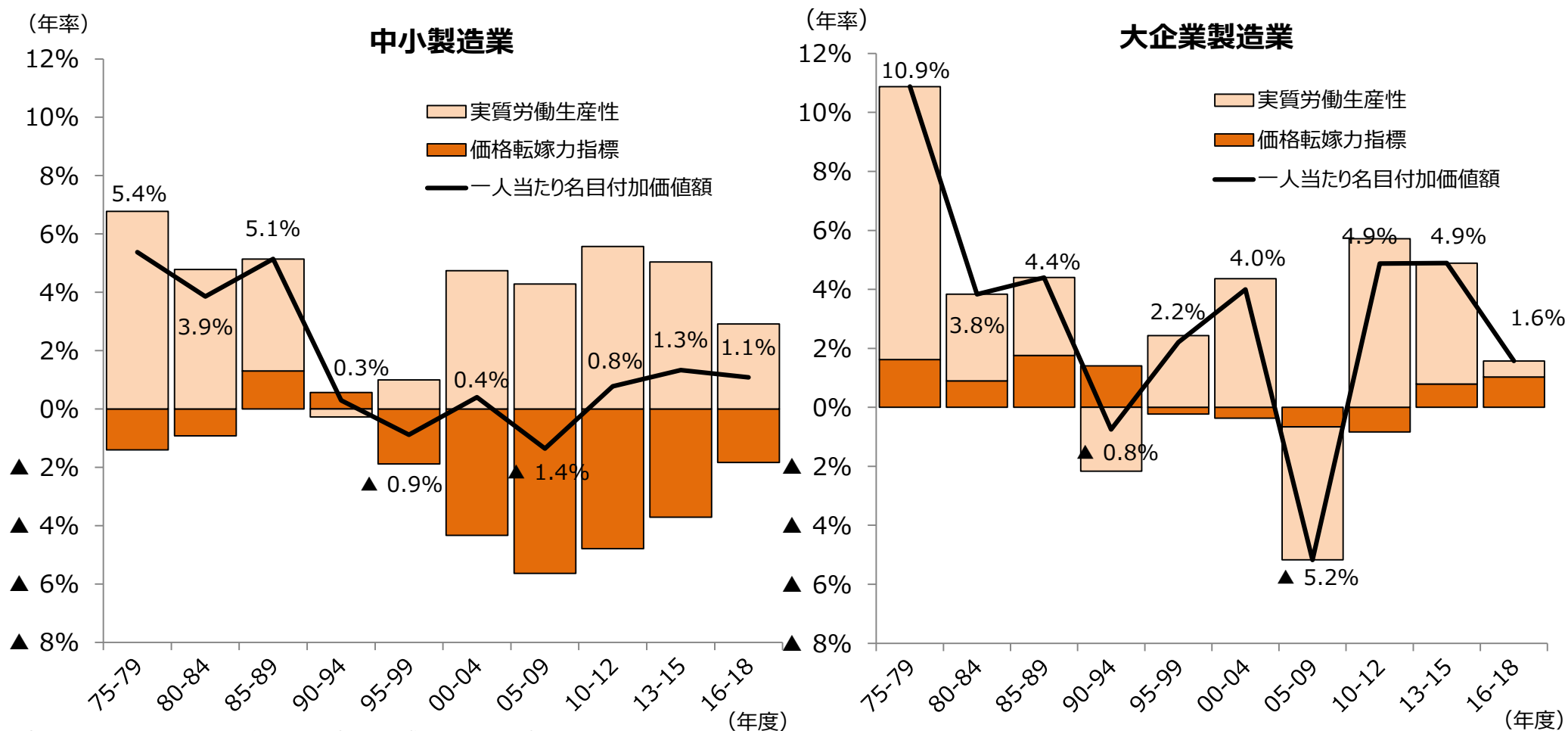
価格交渉促進月間について

中小企業庁取引課

1. 価格交渉の必要性（製品等の価格への転嫁の状況）

- 中小企業は、実質労働生産性が上昇する一方、価格転嫁力は低迷し、付加価値が適切に配分されているとは言い難い。

従業員一人当たり名目付加価値額（労働生産性）上昇率とその変動要因



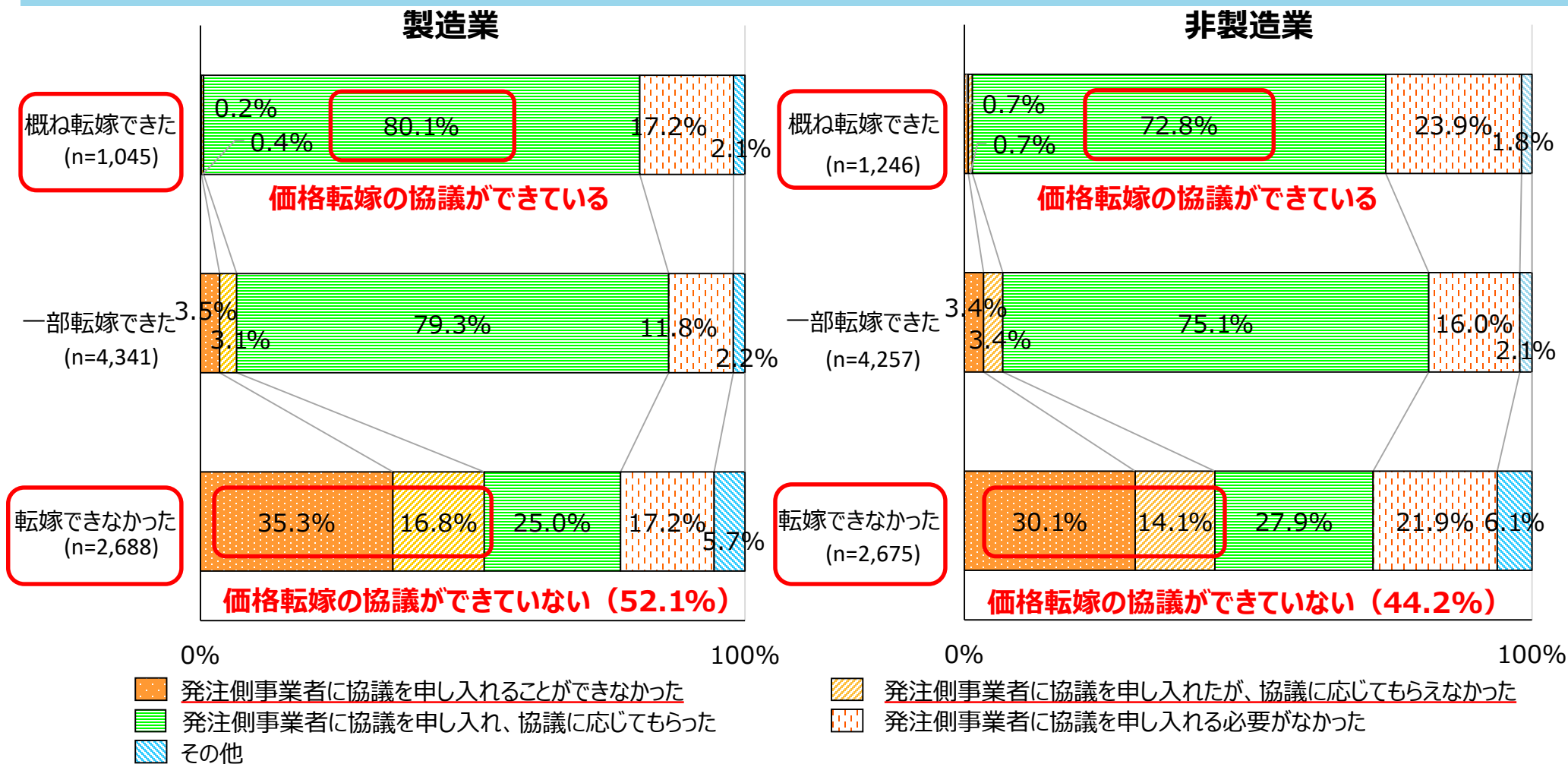
（出典）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、「企業物価指数」、財務省「法人企業統計年報」

（注1）2014年版中小企業白書における分析をもとに作成。価格転嫁力指標上昇率は、資本金2千万円以上1億円未満を中小企業、資本金10億円以上を大企業、一人当たり名目付加価値額上昇率は、資本金1千万円以上1億円未満を中小企業、資本金10億円以上を大企業としている。

（注2）価格転嫁力指標：販売価格の上昇率と仕入価格の上昇率の違いから、仕入価格の上昇分をどの程度販売価格に転嫁できているか（価格転嫁力）を数値化したもの。

2. 価格交渉の必要性（価格転嫁と価格交渉の申し入れの状況）

- 発注側事業者と協議ができれば、価格転嫁もできる傾向。
- 他方で、価格転嫁ができなかった事業者の約50%は、価格転嫁の協議すらできていない。



（出典）帝国データバンク「令和元年度取引条件改善状況に関する調査等事業」

（注 1）1.受注側事業者に対するアンケート結果のうち、製造業と非製造業を集計。

2.直近1年間のコスト全般の変動について価格転嫁の状況と、発注側事業者に対する価格転嫁の協議の申し入れの状況を確認。

3. 価格交渉促進月間について

- 依然として発注側企業から一方的な原価低減要請が行われているほか、労務費や原材料価格が上昇している受注側企業が、発注側企業に対して価格交渉を申し込むことすら難しい実態が存在。
- 最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すため、「価格交渉促進月間」を9月に設ける。

実施事項

1. キックオフイベント

- 梶山大臣、十倉経団連会長、三村日商会頭のほか、各業界の主要企業の経営者が一堂に会し、トークセッション形式のキックオフイベントを実施。
- 上記の主要企業から、取引先中小企業との共存共栄に向けた方針や取組などを紹介。

2. 受注側企業への状況調査

- 価格交渉促進月間終了後の10月に、受注側企業に対して、①下請Gメンによる重点的なヒアリング（2千社程度）、②アンケート調査（数万社に対して配布予定）を実施。

3. 発注側企業への周知

- 上記調査結果について、①先進的な取組、グッドプラクティスの公表、②アンケートの回答を集計し、公表、③下請代金法に違反する事案は、公取と連携して対処すること等を、発注側企業へ幅広く周知。

4. 広報

- 新聞やチラシ等を用いて取組を周知。

5. 講習・研修・相談等

- 受注側企業の価格交渉者向けの価格交渉についてのセミナーや講習会等をオンライン形式で実施。

9月は価格交渉促進月間です。

その技術と経験に 見合う対価を。

中小企業庁では、発注側企業と受注側企業の間で、適正な価格に基づく適正な取引が行われるよう、価格交渉に関する様々な施策を実施いたします。

適正取引講習会2021 オンライン講習会

参加
無料

価格交渉サポート

発注側企業と価格交渉を行って労務費や原材料費上昇分の転嫁を進めたいが、その方法がわからないという受注側企業向けに、価格交渉力を強化するためのノウハウや方法を知っていただくための講習会を開催いたします。

下請法

下請代金支払遅延等防止法(下請法)の遵守に向け、事例を中心に解説し、より実践に即した下請取引に関する講習会を開催いたします。

お申し込みは「適正取引支援サイト」から
<https://tekitorisupport.go.jp/>

価格交渉・下請法を
基礎から学べる動画も公開中

経済産業省

中小企業庁

適正取引講習会2021

オンライン講習会

参加
無料

価格交渉のノウハウを身につける

発注側企業と受注側企業との適正な価格に基づく取引を推進するため、受注側企業の経営者・担当者を対象としたオンライン講習会を開催いたします。また発注側企業の購買・調達担当者も対象にした下請法のオンライン講習会も開催いたします。

価格交渉サポート

【実践編】

発注側企業と価格交渉を行って労務費や原材料費上昇分の転嫁を進めたいが、その方法がわからないという受注側企業向けに、価格交渉力を強化するためのノウハウや方法に関する講習会を開催いたします。

開催日時 2021年8月下旬～2022年2月
全20回開催 ※詳しい日程はサイトにて適時お知らせいたします

募集定員 500名 形式 オンライン

対象者 中小企業等において、発注側企業との価格交渉に携わっている方等。

【基礎編】

価格交渉の進め方など、受注企業が発注側企業との価格交渉を行う際に知っておくべき基礎について動画で学ぶことができます。

動画視聴方法

2021年9月中旬まで
適正取引支援サイトに
ご覧いただけます

2021年9月下旬からは
適正取引講習会eラーニング内で
ご覧いただけます

下請法

【実践編】

下請代金支払遅延等防止法(下請法)の遵守に向け、事例を中心に解説し、より実践に即した下請取引に関する講習会を開催いたします。

開催日時 2021年9月上旬～2022年2月
全30回開催 ※詳しい日程はサイトにて適時お知らせいたします

募集定員 500名 形式 オンライン

対象者 下請取引のある発注側企業の
外注(下請取引)業務を管理する方等。

【基礎編】

受注側企業の利益を保護し取引の適正化を推進するため、下請法の基礎について動画で学ぶことができます。

動画視聴方法

2021年9月中旬まで
適正取引支援サイトに
ご覧いただけます

2021年9月下旬からは
適正取引講習会eラーニング内で
ご覧いただけます

講習会詳細/お申し込み

適正取引支援サイトで検索

※オンライン講習会の視聴用URLはお申込後、別途電子メールでお知らせいたします。



下請取引に関する正しい知識がeラーニングで学べるようになります

詳しくは「適正取引支援サイト」からご確認ください。(9月下旬公開予定)

主催 経済産業省 中小企業庁 お問い合わせ 適正取引講習会事務局
(株式会社epigram 内)

専用電話番号:
03-6820-0670 (平日10:00～17:00/土日祝は休み)

メールアドレス:
tekitori.koushuukai@epigram.tokyo

注意事項 ○テキストや事例集は必要に応じて事前にダウンロードしてください。○オンライン講習会の視聴環境はご自身でご調整ください。また視聴にかかる設備や通信の費用は視聴者ご自身でご負担ください。○主催者側、視聴者側を問わず、システムトラブルなどにより画像、音声に乱れが生じた場合でも主催者は視聴可否について責任を負いません。○オンライン講習会の進行を妨げる問題などが発生した場合は、主催者の判断で配信を中断または中止する場合があります。○本オンライン講習会の録画、キャプチャー、SNS、ブログ等への掲載はできません。○複製、ダウンロード、配信、送信、放送、展示、販売、改変、修正、またはその他の方法での使用を行うことはできません。